

7月5日(日)は東京都知事選挙です



未来のために
あなたの一票

令和元年度東京都入選作品
平良華恋さん
西秋留小学校5年(当時)

町村で投票してください。この場合は、市民課窓口で発行する「住民票の写し」(選挙用は無料)をお持ちいただく。とスムーズに投票できます。

※令和2年3月18日以後に都外から転入した方は、投票できません。

▽都内の他の区市町村へ転出した方 あきる野市の選挙人名簿に登録されている方で、令和2年3月18日以降に都内の他の区市町村へ転入の届出をした方は、あきる野市で投票してください。この場合は、転出先の区市町村で無料で発行される、引き続き都内に住所があることの証明書(住民票の写しなど)をお持ちいただく。とスムーズに投票できます。

▽投票できる方 投票日当日までに満18歳(平成14年7月6日までに生まれた方)になる日本国籍の方で、次の要件を満たしている方

- ・あきる野市の選挙人名簿に登録されている方
- ・令和2年3月17日までにあきる野市に転入の届出をし、引き続きあきる野市に居住している方

▽都内の区市町村から転入した方 令和2年3月18日以後、都内の区市町村から転入の届出をした方は、転入前の区市

町村で投票してください。この場合は、市民課窓口で発行する「住民票の写し」(選挙用は無料)をお持ちいただく。とスムーズに投票できます。

※都外へ転出した方は、あきる野市の選挙人名簿に登録されている方で、投票できません。

▽市内で住所が変わった方 市内で令和2年5月21日以降に転居の届出をした方は、転居前の住所の投票所で投票してください。

▽代理投票 体が不自由なため、ご自分で投票用紙に記載することができない場合は、係員の補助による代理投票ができますので、投票所の係員に申し出てください。

▽期日前投票 市役所1階コミュニティホール、五日市出張所会議室で行っています。日時：7月4日(土)まで 午前8時30分～午後8時

※投票所入場整理券裏面の宣誓書は自宅での記入にご協力ください。

▽投票所入場整理券 投票日には各自の氏名を確認し、ご自身の投票所入場整理券をお持ちください。万一、紛失したり、届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されている方であれば投票できるので、投票所の係員にお申し出ください。

▽選挙当日の投・開票 新型コロナウイルス感染症対策

※日時：7月5日(日) 午前7時～午後8時
*場所：市内各投票所
*開票 日時：7月5日(日) 午後9時から
*場所：秋川体育館

▽選挙当日の問合せ 午前10時以降は、特設電話(☎5550・6883)

新型コロナウイルス感染症対策
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、次のご協力をお願いします。

- ・鉛筆をお持ちください(お持ちでない方に、消毒済み鉛筆や使い捨て鉛筆を用意しています)。
- ・マスクの着用、せきエチケット、入場時の手指消毒
- ・周りの方との距離を保ってください。

問合せ 選挙管理委員会事務局

定) 応募作品は手描きとします(テーマ外の作品、立体性のある作品は審査対象外)。

▽その他 応募作品は、未発表のオリジナルのもの1人1点とし、他の著作権や商標、その他第三者の権利を侵害しないものに限ります(著作権などに問題が生じた場合、市では一切の責任を負いません)。

▽入賞者へは、10月下旬に通知します。

▽応募方法 学校から配付される応募用紙を作品の裏面(右下)にのり付けの上、9月4日(金)までに学校へ提出してください。

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

第70回 「社会を明るくする運動」

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える 地域の手カラウ」



7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、力を合わせて犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。市では、保護司の方で構成する推進委員会、広報活動などを行っています。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、駅頭での広報活動は中止します。

▽問合せ 福祉総務課福祉総務係(直通518・7250)

▽問合せ 福祉総務課福祉総務係(直通518・7250)

▽問合せ 福祉総務課福祉総務係(直通518・7250)

▽問合せ 福祉総務課福祉総務係(直通518・7250)

▽問合せ 福祉総務課福祉総務係(直通518・7250)

令和2年度国民年金保険料の免除・納付猶予申請の受付を開始します

保険料の納付が困難な方は、未納のままにせず「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請をしてください。現在、一部免除や失業を理由とした特例免除(納付猶予)の承認を受けている方で、令和2年度分(7月～令和3年6月分)の免除などを希望する方は、改めて申請が必要ですが、前年度に翌年度以降の継続審査を希望し、全額免除か納付猶予が承認された方は申請不要)前年所得(新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少を理由とする臨時特例申請は、当年中の所得見込額)を基に日本年金機構が審査します(表のとおり)。保険料の未納期間は、申請日の2年1か月前(臨時特例申請は令和2年2月)まで、さかのぼって申請できます。

※承認を受けた期間の保険料は、過去10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。

▽保険料免除制度 承認される保険料の全額または一部が免除されます。

・審査対象者：本人、世帯主、配偶者

▽保険料納付猶予制度 承認される保険料の納付を猶予することができる場合があります。

・審査対象者：本人(50歳未満の方)、配偶者

▽持ち物 マイナンバーが確認できる書類、本人確認できる書類(運転免許証など)、年金手帳、はんこ

※失業を理由とした特例免除(納付猶予)を申請の方は、雇用保険被保険者離職票が雇

用保険被保険者離職票が雇

用保険被保険者離職票が雇

用保険被保険者離職票が雇

用保険被保険者離職票が雇

用保険受給資格者証、公務員の方は退職辞令(いずれもコピー可)
▽申請・問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(☎0428・30・3410)

表 免除対象となる所得の目安

免除区分 世帯構成	全額免除 納付猶予	一部免除		
		3/4免除 (1/4納付)	半額免除 (半額納付)	1/4免除 (3/4納付)
単身世帯	57万円以下	93万円以下	141万円以下	189万円以下
2人世帯(夫婦のみ)	92万円以下	142万円以下	195万円以下	247万円以下
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162万円以下	230万円以下	282万円以下	335万円以下

※表は標準的なモデルをもとに計算しています。
※所得の種類や控除額などで、該当しない場合があります。

国民健康保険税納税 通知書と後期高齢者 医療保険料額決定 通知書・納入通知書を 送付します



令和2年度の国民健康保険税納税通知書は、国民健康保険の被保険者のいる世帯主に、後期

高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書は、被保険者全員に、7月上旬から中旬までに送付します。詳しくは、通知書をご覧ください。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入や給与収入などが一定程度減少した世帯は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。減免の申請を希望される方は、相談してください。

▽問合せ 国民健康保険税：保険年金課 国民健康保険係

後期高齢者医療保険料：保険年金課後期高齢者医療係

▽問合せ 国民健康保険税：保険年金課 国民健康保険係

後期高齢者医療保険料：保険年金課後期高齢者医療係

▽問合せ 国民健康保険税：保険年金課 国民健康保険係

後期高齢者医療保険料：保険年金課後期高齢者医療係